

達 示 第 5 号

令和 4 年 2 月 2 8 日

札幌刑務所長 長 島 信 明

札幌刑務所教誨師活動実施等細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、教誨師等の円滑、適正な活動を実施するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 1 7 年法律第 5 0 号）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 1 8 年法務省令第 5 7 号）、宗教上の儀式行事及び教誨に関する訓令（平成 2 0 年法務省矯成訓第 1 9 4 7 号大臣訓令）及び平成 2 0 年 3 月 2 6 日付け法務省矯成第 1 9 4 9 号矯正局長依命通達「宗教上の儀式行事及び教誨に関する訓令の運用について」に基づき、当所における教誨師等の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(教誨師等)

第 2 条 教誨師等については、次のとおりとする。

- (1) 札幌刑務所教誨師会所属の教誨師
 - (2) その他特に必要と認められた宗教家
- (活動の範囲)

第 3 条 教誨師等の被収容者に対する活動の範囲（以下「教誨等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 個人教誨
- (2) 集団教誨
- (3) 宗教上の儀式行事
- (4) その他当所への協力活動

(教誨師等に対する協力等)

第 4 条 教誨師等の活動を円滑かつ効果的に実施できるよう、来訪に際しては、配車、時間その他必要な措置に努めるものとする。

2 教誨師等に対しては、必要に応じて、事前に教誨等への参加者の氏名、その他教誨等の実施に必要な情報を提供することができる。

(遵守事項の告知)

第 5 条 教誨師等に対しては、教誨等を実施するに当たり、遵守事項（別紙）を告知し、教誨師等の活動が適正かつ公正に運営されるよう努めるものとする。

(被収容者に対する周知等)

第 6 条 教誨等の趣旨、範囲、種類、申込要領等については、刑執行開始時の指導において説明して理解させるとともに、「所内生活心得」における趣旨の説明により周知を図るものとする。

2 個人教誨を実施できる宗派等を記載した一覧表を各工場等に掲示して個人教誨の申出の便宜を図るものとする。

(表彰)

第 7 条 教誨師等として一定の期間従事し、顕著な功績があった場合、表彰できるものとし、基準は別に定める。

附 則

1 この細則は、令和 4 年 2 月 28 日から施行する。

2 平成 30 年 2 月 23 日付け達示第 12 号「一人で行う宗教上の行為及び儀式行事、宗教教誨並びに教誨師活動等に関する実施細則」は、廃止する。

別紙

矯正指導にご協力していただく皆様へのお願い

平素から、矯正業務についての深いご理解のもとに、宗教上の儀式行事及び教誨並びに篤志面接委員の活動等（以下「指導等」という。）をとおしてご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、被収容者のご指導等に当たりましては、下記事項についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 指導等を通じて知ることのできた被収容者の身上に関する秘密を漏らさないでください。
- 2 被収容者の裁判又は審判並びに施設の規律及び秩序の維持その他管理運営に関する事項には触れないでください。
なお、助言を求められた場合は、定められた手続きにより関係職員に申し出ることをご指導ください。
- 3 指導等をした被収容者について、矯正処遇又は矯正指導の適切な実施、規律及び秩序の維持その他管理運営上注意を要すると思われる事項は、必ず教育部職員にお知らせください。
- 4 指導等を通じて知ることのできた情報を外部に発表するときは、あらかじめ教育部職員にご相談ください。これは、施設に対する正しい広報のあり方と、被収容者の人権保障の万全を期するために必要でありますので、慎重なご配慮をお願いいたします。
- 5 被収容者に書籍等の物品の交付を希望される場合は、定められた手続きがありますので教育部職員にお申し出ください。
- 6 被収容者と担当保護司等外部の者との通信、連絡をする必要が生じた場合、また、被収容者から家族を訪問することを依頼された場合などは、教育部職員にお申し出ください。
- 7 施設側が指定した被収容者以外の被収容者との面接を希望される場合は、教育部職員にお申し出ください。
- 8 指導等を終了したときは、速やかに教育部職員へその旨ご連絡ください。
なお、指導等の実施中に被収容者が不穏な言動をしたり、又はそのおそれがあった場合も直ちに教育部職員へその旨をご連絡ください。
- 9 被収容者にご自身の住所・電話番号、ご家族のプライベートな話等を教えますと、ご迷惑をかける者がおりますのでご注意ください。
- 10 以上のほか、施設側から特に遵守をお願いすることがある場合は、その都度お知らせいたしますので、御承知おきください。また、これらのことでご不明な点がありましたら、教育部長又は教育首席・統括にお申し出ください。